２０２５年１１月２０日

北陸電力株式会社　社長　松田光司　様

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
富山県平和運動センター
石川県平和運動センター
社民党石川県連合

質　問　書

１０月６日に開催された石川県原子力環境安全管理協議会において、志賀原発の防護区域に入る際に求められる本人確認が未実施であったことが志賀原子力規制事務所から報告されました。原子炉等規制法第４３条の３の２７（核物質防護規定）に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第９１条第２項第５（防護区域等への人の立入り）及び同項第８号（防護区域等の出入り口の措置）に違反する状態が「少なくとも１１年もの間」続いてきた、つまり核物質防護違反が常態化していたのではないかと疑わざるを得ないような驚くべき内容です。

そもそも核物質防護とは「原子力施設への妨害破壊行為及び使用、貯蔵、輸送中の核物質の盗取や妨害破壊行為から核物質や施設を守るための対策」であり、核物質防護条約により国際的にも義務付けられた原発の安全確保の前提となる重要課題です。北陸電力のホームページでは『私たち北陸電力では、福島第一原子力発電所のような事故を起こさない決意のもと、志賀原子力発電所の安全対策に全力で取り組んでいます。』と謳われていますが、その前提となる核物質防護対策が破られるならば、原発の安全確保は不可能となります。

このような重大事案であるにもかかわらず安管協での報告によれば原子力規制委員会は「核物質防護上の軽微な違反」と判定し、北陸電力も「マニュアルの見直し」を中心とした再発防止策を講じるのみで、原因の究明や関係者の責任を問う動きはまったくありません。

さらに、いまだにこの件に関する北陸電力のプレス発表はなく、地元での説明会も開催されず、何ら謝罪の言葉もなく、核物質防護違反の重大さを認識できていないと言わざるを得ません。これでは今後も類似の事案が繰り返される懸念を拭い去ることができません。

私たちは、今回明らかになった核物質防護違反の件は、北陸電力に原発運転の資格や能力が備わっているのかどうかが、あらためて問われている深刻な問題であると認識しています。さらに、この間の経緯や北陸電力の対応についても不明な点が多々あります。

２０２０年９月、柏崎刈羽原発において他人のＩＤカード不正使用が発覚した際、当時の更田原子力規制委員長は「公開できるものは公開するのが原則」と述べていますが、今回の事案についても核物質防護に係る事案という理由で何もかも非公開という対応は許されません。以下の質問に対して誠実な回答を求めます。

１.事実関係と原因究明について

①　安管協配布資料によれば原子力規制庁が事案を確認したのは５月２２日、規制委員長及び各委員への報告は５月２９日とされているが、５月２２日以降現在にいたるまでの北陸電力の対応を明らかにせよ。

②　法令違反の期間について、原子力規制庁は「少なくとも１１年間」と指摘しているが、違反期間について北陸電力はどのような調査をしてきたのか。

③　再発防止策としてマニュアルの見直しが行われたようだが、放射性固体廃棄物の運搬作業に関するマニュアルのみが見直されたのか、あるいはマニュアル全体の見直しを行ったのか、明らかにせよ。

④　志賀原発の核物質防護責任者は放射性固体廃棄物の搬出作業現場の状況を把握していたのか。また、核物質防護責任者は誰が務めているのか。あわせて、放射線防護対策を担う組織、人員体制を明らかにせよ。

２．北陸電力の責任について

①　今回の事案は、北陸電力の核物質防護に関する法令違反が常態化していたことを示している。東京電力は２０２１年に柏崎刈羽原発の ID 不正使用問題で「核燃料の移動禁止措置」＝「事実上の運転禁止措置」を受けた。今回の事案はそれに匹敵する重大事案ではないか。北陸電力の認識を聞く。

②　核物質防護管理者の職務怠慢は明白である。当然解任されるべきと考えるが、どのように対応したのか明らかにせよ。

③　８月２０日開催の原子力規制委員会で違反が報告・指摘されて以降、北陸電力自らの情報発信は当日付けでホームページに掲載された「保安検査等での指摘事項について」というお知らせのみである。プレス発表や周辺自治体の住民や議会などへの説明はなく、謝罪も行われていない。核物質防護に関する法令違反についての説明責任を全く果たしていないのではないか。認識および今後の対応を聞く。

３．再発防止策について

①　再発防止の大前提は「事実関係の確認と原因の徹底究明」および「責任の所在の明確化と関係者の処分」であるが、いずれも全く不十分ではないか。北陸電力の認識を聞く。

②　原子力規制庁の検査指摘事項によれば、放射性固体廃棄物の運搬作業に関するマニュアルの見直しなどを行ったとされているが、石川県の安管協で北陸電力の担当者は「マニュアル作成の段階でも、レビューする体制も十分ではなかったと考えている」と述べている。入退室に係る他のマニュアルも含め、マニュアル全体を見直す必要があるのではないか。北陸電力の認識を明らかにせよ。

③　核物質防護違反という重大事案であるにもかかわらず、当該マニュアルの不備や警備業務従事者の問題に矮小化されている。志賀原発における核物質防護体制全体の見直しが必要ではないか。北陸電力の認識を聞く。